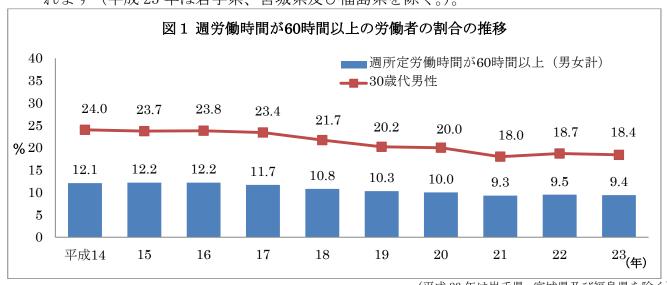
## 労働時間等の現状 1

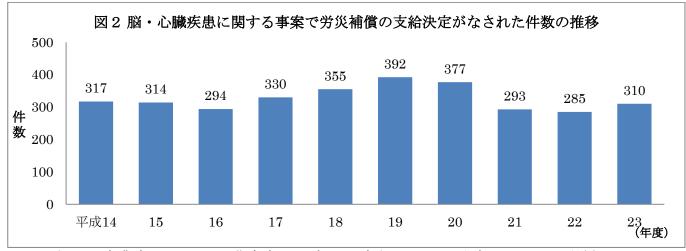
「労働力調査」(総務省統計局)によると、平成23年における週労働時間が60 時間以上の労働者の割合は9.4%となっており、特に子育て世代に当たる30歳代 男性では18.4%と高い水準で推移するなど、依然として長時間労働の実態が見ら れます(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。)。



(平成23年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)

## 過重労働による健康障害について 2

平成23年度において、脳・心臓疾患に関する事案で労災補償の支給決定がな された件数は310件で4年ぶりに増加に転じています(平成24年6月15日厚生 労働省発表「平成 23 年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」まとめ」)。



なお、事業者は、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働に より疲労の蓄積した労働者に対し、医師による面接指導を行わなければならない こととされています。また、この面接指導の対象とならない労働者についても、 これに準じた措置を講ずることが望まれます。

## 3 賃金不払残業(注)について

平成23年度において、全国の労働基準監督署が残業に対する割増賃金が不払 になっているとして、労働基準法違反で是正指導した事案のうち、1企業当たり 100万円以上の支払がなされた企業数は1,312企業、支払われた割増賃金の合計 は 145 億 9,957 万円、対象労働者数は 11 万 7,002 人となっています(平成 24 年 10月16日厚生労働省発表「平成23年度 賃金不払残業(サービス残業)是正の 結果まとめ」)。

(注) 賃金不払残業とは、所定労働時間外に労働時間の一部または全部に対して所 定の賃金または割増賃金を支払うことなく労働を行わせることをいいます。